

議会議案第1号

裁判の迅速化等の司法改革を求める意見書

内閣に設置された司法制度改革推進本部においては、国民がより容易に利用できる司法制度の構築を目指して積極的に改革に取り組み、2002年3月19日に「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。

我が国においても、複雑多様化する社会を反映した多種多様な法律問題に加えて、消費者被害や長引く経済不況の中でリストラ問題、破産が多発しており、国民の司法に対するニーズはますます高まっている。

よって、国におかれては、「国民のための司法改革」の観点から、国民がひとしく良質で公正な司法サービスを受けられるような社会の実現を期して、下記事項について尽力されるよう強く要望する。

記

- 1 法律問題の最終判断を下す裁判所を誰もがひとしく利用できるよう裁判所の増設を含め適正配置するとともに、審理の充実・迅速化を図るため、既存の裁判所についても裁判官の必要な増員及び裁判所職員の質・能力の向上と必要な増員を図ること。そのための抜本的な予算・財政措置を講ずること。
- 2 全国どこでも経済的弱者・社会的弱者が容易に司法サービスを受けられるよう、民事法律扶助制度の拡充に努めること。
- 3 国民の司法へのアクセスを妨げる弁護士費用敗訴者負担制度の導入はしないこと。
- 4 豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識を有する優れた法曹人を養成するための法科大学院設置に当たっては、積極的な支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

年金給付額の据え置き等を求める意見書

年金受給者にとって公的年金は、本年4月から実施された物価スライドによる年金給付額の引き下げに加え、低金利、介護保険料の負担及び医療費の一部負担の引き上げ等によりその価値が減少している。

このような状況の中、社会保障審議会年金部会の「年金制度改正に関する意見書」が提出されたところであるが、年金額の引き下げは、公的年金に対する現役世代の信頼感を失わせることになるとともに、年金受給者に更なる不安を与え、消費生活の手控えを余儀なくさせるものであり、景気回復にも影響を与えることは明らかである。

よって、国におかれては、厚生年金等の公的年金生活者が、安心して老後の生活が送れるよう、下記事項について全力を挙げて取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 年金給付額の一律引き下げを行わないこと。
- 2 基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、安定した年金制度の確立を図ること。
- 3 価値の実質的目減りとなる公的年金に対する課税強化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

W T O水産物交渉に関する意見書

今般のW T O交渉において、ジラル議長から提示されたW T O非農産品市場アクセス交渉モダリティ要素案は、水産物を関税撤廃分野に位置づけており、日本の漁業者にとって受け入れがたいものである。

ジラル案は、各国の漁業が抱える諸状況を見做したものであり、有限天然資源の持続的利用という漁業の根幹を揺るがし、ドーハ閣僚宣言総則の趣旨である「持続可能な開発の重要性」を顧みない、輸出国に偏重した考え方となっているものである。

これまで、我が国は累次の水産物関税率引き下げを行い、貿易自由化を進めてきた結果、市場には国内生産に匹敵する輸入水産物が流入して魚価低迷を招いており、漁業者の懸命の経営努力にもかかわらず、コスト割れによる廃業、減船等極めて厳しい状況に追い込まれている。こうした状況下で水産物の関税が撤廃されれば、漁業経営がさらに悪化することは必定である。

さらに、補助金交渉において漁業補助金を単純に過剰漁獲、貿易歪曲と結びつけて削減、廃止を主張する国もあり、今後も厳しい交渉が予想される。

よって、国におかれては、本県をはじめとする我が国の漁業者が、将来に向かって自信と希望を持って漁業に取り組めるよう、下記事項について全力を挙げて対処されるよう強く要望する。

記

- 1 水産物の関税撤廃に反対すること。
 - 2 漁業補助金は、漁業・漁村の持続・発展のため維持すること。
 - 3 W T O交渉において、水産資源の持続的利用と各国の漁業及び漁村社会の存続が脅かされないようなルールを実現すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
外務大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

平成13年に全国で発生した刑法犯は 273万5612件と戦後最高を記録し、過去10年間で約 100万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の9割近くを占める窃盗犯の増加が著しい。また、過去10年間で路上強盗及びひったくりの件数はそれぞれ4.5倍、3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っている。

また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、一部来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は7割を超えるなど、少年非行も深刻化している。

治安の維持は、政治の最優先課題である。最早、犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできない。

よって、国におかれては、治安の回復を目指し、下記事項について速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察活動の一部民間委託化により交番・駐在所の整備充実を期すこと。
- 2 来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化するとともに銃器を使用した凶悪犯罪や薬物等をめぐる組織犯罪への対策も強化すること。
- 3 警備業者等を活用し地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての国民の意識啓発を進めること。
- 4 留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 5 犯罪防止の立場からより厳正な入国管理体制を確立すること。
- 6 青少年の健全育成の推進と併せ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

} あて

石川県議会

議会議案第5号

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年3月に8千万台を超え、国民の7割以上が携帯電話を持っており、今や日々の生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっている。

若者を中心に爆発的に普及してきた一方で、携帯電話会社のサービスに対し、不満を感じている国民も多く、その一つに、携帯電話の会社を変更すると「携帯電話番号」まで変わってしまうため、他の会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声がある。

諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されており、我が国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いと言われている。

しかし、こうした制度の導入には多大なコストがかかり、携帯電話会社が消極的にならざるを得ない事情もある。

よって、国におかれては、携帯電話会社と連携をしながら、下記事項について早期に実現される環境づくりに努力するよう強く要望する。

記

- 1 契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」を導入すること。
その際、事業者に対する税制上の支援措置等を検討すること。
- 2 「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約変更先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。
- 3 携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。
- 4 不感地帯の解消により一層努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

遺伝子組換え作物に関する意見書

財団法人岩手生物工学研究センター（北上市）、独立行政法人北海道農業研究センターでの遺伝子組換えイネ屋外試験が地域住民をはじめ生産者、消費者との十分な合意がないまま強行された。

また、バイオ作物懇話会（宮崎市・長友勝利代表）は茨城県谷和原村での遺伝子組換え大豆を一般ほ場で栽培していたが、遺伝子組換えに反対する農民らがトラクターを使って約20アール分を廃棄した事件が起こった。

これらのことは、生産者、消費者の遺伝子組換え農作物に対する安全性への疑問であり、安全で安心な食料でないとの意思のあらわれである。

よって、国におかれては、遺伝子組換え作物に関し、下記事項について十分な配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 遺伝子組換え作物の試験栽培に当たっては、地域住民をはじめ生産者、消費者と十分な合意を図るよう努力すること。
- 2 「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」では、隔離ほ場での安全性が評価されると直ちに一般ほ場で栽培可能となり、他の農家ほ場との交雑が懸念される。交雑した場合、賠償請求などの責任に関する規定がないことから、法が整備されるまでは一般ほ場での栽培を凍結すること。
- 3 遺伝子組換え作物に頼ることなく、安全で安心な食料を安定的に供給できるよう食料・農業・農村基本法の精神に則り、食料自給率を向上させる施策を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
食品安全担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

高額療養費の返還（償還）制度の改善を求める意見書

各医療保険制度の財政悪化に対処し、また今後、ますます進展する少子高齢社会においても持続可能な国民皆医療保険制度を維持するために、先に各医療保険法の改正が行われ、医療費の本人負担3割が実施されているところである。

また、この改正に伴って、高額療養費の自己負担限度額の引き上げも行われたところである。

自己負担限度額の見直しは、国民医療費の増大に対応するために、一部負担が一定額を超えた分が返還される高額療養費制度について、その制度自体の周知徹底がなされていないことに加え、窓口において一定額を超えた分まで一括して支払い、本人が申請して後日に超過分を受け取るという現在の仕組み自体がその金額の工面に困難をきたすなど、国民・患者にとっては極めて非効率で不親切な制度となっている。

よって、国におかれては、3割負担に統一されたことを契機に、患者の窓口負担の簡易化を図るとともに、医療と介護に係る一部負担の合計額についても、同様の高額療養費制度を設けるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 保険者は、高額療養費に係わる還付額について、対象者に通知を行うようにすること。
- 2 高額療養費の還付において、受領委任払いの拡大等により、患者の窓口負担の軽減を図ること。
- 3 医療と介護に係る一部負担の合計が著しく高額になる場合にも、同様の上限額を設ける新しい「医療・介護高額療養費制度」を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月8日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	